

第30回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年2月27日(木)
午後3時10分～午後3時45分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会	長	7番	知念 一義		
委	員	1番	渡久地 真吾	5番	大城 綱徹
		2番	喜納 キミ子	6番	太田 守隆
		3番	高良 久		

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第148号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第150号 非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農地担い手支援班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

次に進みます。

議長 議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 渡久地846-1 登記現況共に、畑 面積1,132㎡
譲渡人:沖縄市在住E氏 他1名
譲受人:那覇市在住F氏
転用目的:病院
転用理由:現在、勤務医であるが独立開業するため。
農地区分:第三種農地

番号2番 山川646-3 登記現況共に、畑 面積274㎡
譲渡人:那覇市在住G氏
譲受人:西原町在住H氏
転用目的:進入路
転用理由:隣接する山川647に住宅を建築するにあたり進入路の確保のため。
農地区分:第三種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

1番委員 補足説明します。
番号1番については、事前着工などはみられませんでしたので特に問題はなさそうでした。
番号2番についても、事前着工などはなく、問題なさそうでした。
以上で説明を終わります。

議長 1番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第149号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第149号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第150号 非農地証明願について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第150号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数4件です。

番号1番 願出人:所有者同
申請農地:豊原247-2 登記、畑 面積451㎡
申請要旨:長年、放置されたため雑木が繁茂しているため。
所有者:本部町在住I氏
添付資料説明

番号2番 願出人:所有者同
申請農地:山里729 登記、田 面積647㎡
申請要旨:約20年前に相続を受けてから畑として使用しておらず、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難であるため。
所有者:本部町在住J氏
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住K氏
申請農地:崎本部497-2 登記、畑 面積348㎡
申請要旨:昭和57年から県外に居住しており管理していなかったため、雑草・雑木が生い茂り畑として使用する事が困難であるため。
所有者:埼玉県在住L氏
添付資料説明

番号4番 願出人:豊見城市在住M氏
申請農地:山川348-1 登記、畑 面積80㎡
申請要旨:当該地は長い間放置され雑木などが生えていた。
所有者:那覇市在住N氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

3番委員 番号1番は、パイプハウスの跡があるようでしたが、雑木が繁茂していて、長い間放置されているようでした。農地としての利用は難しそうでした。
番号2番は、勾配のある農地で、潰れ地のようになっていて、農地としての利用は難しいようでした。
番号3番も急勾配の農地であり、雑木が繁茂しており長い間放置されていた様子でした。
番号4番については、コーラル質の土地となっていて、岩がごろごろ露出していて農地としてもともと使えるところではなさそうでした。

以上で補足説明を終わります。

議長 6番委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第150号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第150号は可決致します。

議長 ここで、総会の議案採決は終了いたしますが、一般社団法人沖縄県農業会議より、県内各市町村あてに「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を各委員会決議するように文書が届いております。

内容につきましては、令和元年12月に開催した第28回本部町農業委員会総会後に事務局より説明がありました。それにより作成した、すでにお配りしている決議案を事務局より朗読していただき、本部町農業委員会として決議したいと思っておりますが進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局より朗読をお願いします。

事務局

(決議案朗読)

議長

以上、朗読いただいた内容にて、法令順守の決議をしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議がないものと認め、令和2年2月27日「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を採決いたします。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 15時45分

議事録署名員

1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義